

在アトランタ日本国総領事館便り(平成 30 年 12月号)

平成30年12月3日
在アトランタ日本国総領事館

在アトランタ日本国総領事館では、当館が管轄するジョージア州、ノースカロライナ州、サウスカロライナ州、アラバマ州の在留邦人の皆様等にお知らせすべき情報を発信しています。

今回のトピックは以下のとおりです。

1. 領事サービス向上・改善のためのアンケート調査へのご協力への御礼
2. アラバマ州ハンツビル市における領事出張サービス
3. 在留届の内容の追加・変更のお願い
4. 当館領事部における主な手続きについて
5. 年末年始の休館日

1. 領事サービス向上・改善のためのアンケート調査へのご協力への御礼

11月1日～30日実施しておりましたアンケート調査におきまして、多数の在留邦人の方々等より貴重なご意見を賜り、この場を借りまして厚く御礼申し上げます。

今後とも当館の領事サービスに関しまして、お気づきの点等がございましたらメール等でご意見を戴きますよう、宜しくお願い申し上げます。

2. アラバマ州ハンツビル市における領事出張サービスについて

以下の日程で領事出張サービスを実施致しますので、ご利用を希望されます方は、当館 HP にて詳細をご確認ください。

(1) 日時:2019 年1月26日(土) 午前8時30分～午後12時(正午)

(2) 場 所 :ハンツビル日本語補習授業校(アラバマ大学ハンツビル校(UAH)校内)

(3) 所 在 地:601 John Wright Drive Huntsville, AL 35899

(建物・部屋:Charger Village 148D, 149D (Meeting Room))

(4) 当館ホームページ:

<https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/nihongo/webHuntsville.html>

3. 在留届の内容の追加・変更のお願い

毎月お願いしておりますが、事故やハリケーン等で被害が生じる恐れある場合や被害が生じた場合、当館から皆様の安否確認や状況確認、情報提供を行う際には在留届に記載頂いている情報に基づいて行っております。つきましては、住所・電話番号・携帯電話番号(テキストメールでの安否確認等に使用)・メールアドレス(治安情勢や災害情報等は発信)の変更が生じた場合には、速やかに「最新の情報が反映されました在留届」に変更願います。在留届の変更・帰国届・転出届の提出は、以下のサイトからオンラインで可能です。

■オンライン登録・変更のサイト:

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

4. 当館領事班における主な手続きについて

当館領事部では以下の手続きを行うことが可能です。

(1) 日本のパスポート申請

(ア) 日本のパスポートは 10 年, 5 年の 2 種類があります。

(イ) また、パスポートに代わるものとして「帰国のための渡航書」があります。

注意1: 日本への帰国を目的として使用するものであり、第 3 国への入国はできません。

注意2: 有効期間は原則 1 週間となります。

(ウ) 申請に必要な書類等詳細は以下の当館 HP でご確認ください。

<https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/nihongo/passport.html>

(2) 各種証明の申請

証明には日本に提出される証明(在留証明, 署名証明(印鑑証明にかわるもの))と米国当局に提出される証明(主に旅券所持証明, 出生証明, 婚姻証明, 離婚証明, 翻訳証明等)があります。

これらの申請にあたりましての必要書類等詳細は当館 HP でご確認ください。

<https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/nihongo/shomeiindex.html>

(2) 戸籍・国籍関係の届出

(ア) 戸籍関係では主に出生届, 婚姻届, 離婚届, 養子縁組等の届出があります。

(イ) 国籍関係では主に国籍選択届, 国籍離脱届, 国籍喪失届があります。

(ウ) 届出にあたりましての必要書類等詳細は当館 HP でご確認ください。

<https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/nihongo/kosekiindex.html>

(3) 日本国査証(日本国ビザ)

(ア) 米国籍の方が 90 日以内の観光で日本に渡航される場合は、日本の査証を取得する必要はありません。

(イ) 日本に長期滞在される場合には査証を取得する必要があります。

(ウ) 長期滞在用査証の申請にあたりましては、在留資格認定書(Certificate of Eligibility)を日本の入国管理局から予め取得する必要があります。

<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/kanri/syorui.html>

(ウ) なお、米国籍以外の方がご家族に居られ、日本国査証の要否が分からない場合には、当館までお問い合わせください。

(4) その他の申請については、当館 HP で確認できます。

https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/nihongo/Information_j.htm

5. 年末年始の休館日

12月24日(月): Washington's Birthday (GA 州の休日(振替))

12月25日(火): Christmas Day (米国の休日)

12月31日(月):年末休暇

1月1日(火):New Year's Day(米国の休日)・元旦

1月2日(水):年始休暇

1月3日(木):年末休暇

※年末は12月28日(金)まで開館しています。また、年始は1月4日(金)から開館致します。

※2019年の休館日は以下の当館HPでご確認ください。

https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/pdf/20182019Holidays_J.pdf

在アトランタ日本国総領事館領事班

Phipps Tower Suite 850

3438 Peachtree Road, Atlanta, GA 30326

電話:(404)240-4300 (代表)

メール:ryoji@aa.mofa.go.jp